

介護予防・日常生活支援総合事業通所介護契約書

事業所長 (以下、「利用者」といいます)と うつくしの里くデイサービスセンター (以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス(以下、「通所介護」といいます)について次の通り契約します。

(目的)

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、可能な限り居宅に於いて自立した日常生活を営むよう自立の可能性を最大限引き出す支援を行い、生活の質の向上に資する通所介護を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

(契約期間)

第2条 この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者の要支援認定の有効期間満了日までとします。またサービス事業対象者に関しては期限を定めません。
2 契約満了の一週間前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

(通所介護計画)

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて「介護予防サービス計画」に沿って「通所介護計画」を作成します。事業者は、この「通所介護計画」の内容を、利用者及びその家族へ説明します。

(通所介護の提供場所・内容)

第4条 通所介護の提供場所は特別養護老人ホーム うつくしの里くデイサービスセンターです。所在地及び設備の概要は[契約書別紙]のとおりです。
2 事業者は、第3条に定めた通所介護計画に沿って通所介護を提供します。事業者は通所介護の提供にあたり、その内容について利用者及びその家族に説明します。
3 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は可能な限り利用者の希望に添うようにします。

(サービス提供の記録)

第5条 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後2年間保管します。
2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、第1項のサービス提供記録を閲覧できます。
3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

(料金)

第6条 利用者は、[契約書別紙]に定める利用料をもとに、月ごとの合計額を支払います。
2 事業者は、当月の料金の明細を記した請求書を翌月10日までに利用者へ交付します。
3 利用者は、請求書に基づき一週間以内に指定した金融機関に料金合計額を振込めます。ただし、不都合のある場合は別途相談するものとします。
4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

(サービスの中止)

第7条 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日午後5時までには通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

2 利用者がサービス提供日の前日午後5時までには、サービス中止の通知をしなかった場合は、事業者は利用者に対して〔契約書別紙〕に定めるキャンセル料を請求することができます。この場合の料金は第6条の他の料金の支払いと合わせて請求します。

3 事業者は、利用者の体調不良等の理由により通所介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取扱いについては〔契約書別紙〕に記載したとおりです。

(料金の変更)

第8条 事業者は、利用者に対して、1カ月前までに文書で通知することにより利用料及び食費等の単価の変更(増額または減額)を申し入れることができます。

2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく〔契約書別紙〕を作成し、お互いに取り交わします。

3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

(契約の終了)

第9条 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合には、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1カ月の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
- ② 事業者が守秘義務に反した場合。
- ③ 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
- ④ 事業者が破産した場合。

4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 利用者のサービス利用料金の支払いが3カ月以上遅延し、再三の催告にもかかわらず支払われない場合。
- ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、又は利用者の入院もしくは病気等により、3カ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合。

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② 明らかに介護予防・生活支援サービス事業の対象外と判断された場合。
- ③ 要介護認定により要介護状態と判断された場合(通所介護契約に切り替えさせていただきます)。
- ④ 利用者が死亡した場合。

(秘密保持)

第10条 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は、利用者から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び家族の個人情報を用いません。

(賠償責任)

第11条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

(緊急時の対応)

第12条 事業者は、現に通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。

(連携)

第13条 事業者は、通所介護の提供に当り、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(相談、苦情対応)

第14条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、通所介護に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応します。

(本契約に定めのない事項)

第15条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第16条 利用者及び事業者は、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約日 年 月 日

事業者 (指定第2070200288号)

事業者名 うつくしの里<デイサービスセンター>

所在地 松本市大字里山辺字藤井910-1

代表者名 事業所長

利用者 住所

氏名

代理人 住所

氏名

利用者との続柄 ()

〔契約書別紙 介護予防・日常生活支援総合事業〕

○ 担当者 氏名 _____

○ 通所介護の内容

ご利用場所 うつくしの里デイサービスセンター

ご利用日 月・火・水・木・金・土

営業時間 午前8時30分～午後5時30分

サービス提供時間 午前8時30分～午後5時20分

ただし、利用者により異なるので通所介護計画書による。

ご利用可能 食堂兼日常動作訓練室 140.9㎡

設備等 休養室

浴室(普通浴槽・特殊浴槽)

送迎車 普通車4台、軽3台

サービス内容 介護予防通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練、
口腔機能向上、その他必要な介護等を行います。

○ 利用料 (1ヶ月当り)

① デイサービス利用料

対 象	利用料金	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
サービス事業対象者(週1回程度) 要支援 1	19,904円	1,991円	3,981円	5,972円
サービス事業対象者(週2回程度) 要支援 2	40,093円	4,010円	8,019円	12,028円

*介護職員処遇改善加算1 9.2%が含まれています。地域単価10.14円の金額になります。

② その他利用料金

	利用料金	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)	
サービス事業対象者(週1回程度) サービス提供体制強化要支援1	973円	98円	195円	292円	1月
サービス事業対象者(週2回程度) サービス提供体制強化要支援2	1,946円	195円	390円	584円	1月
口腔機能向上					
運動器機能向上					

*介護職員処遇改善加算1 9.2%が含まれています。地域単価10.14円の金額になります。

③ 昼食費 1食当り 700円 (全額自己負担)

※その他、おむつ代、レクリエーションにかかる費用等は自己負担となります。

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦1日当りの利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行致します。サービス提供証明書を後日松本市の窓口へ提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

○ キャンセル規定

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

☆ご利用日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合 無料

☆ご利用日の前日午後5時までにご連絡がなかった場合 500円(昼食材料代)

○ 健康上の理由による中止

①風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。

②当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更又は中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。

③ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または、歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

○ 緊急連絡先

	第1通報先	第2通報先
氏名		
住所		
電話		
続柄		

主治医

病院又は診療所名	
医師名	
住所	
電話番号	

○ 相談、要望、苦情等の窓口

通所介護に関する相談、要望、苦情等は生活相談員が次の窓口までお申し出ください。

相談窓口	担当
電話番号	0263-39-2266
受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
相談窓口	松本市役所高齢福祉課
電話番号	0263-34-3214
受付時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
相談窓口	国保連合会苦情窓口
電話番号	026-238-1580
受付時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時

通所介護契約書

様 (以下、「利用者」といいます)と うつくしの里<デイサービスセンター>
事業所長 (以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う通所介護
について次の通り契約します。

(目的)

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居
宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通所介護を提
供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

(契約期間)

第2条 この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定又は要支援認
定の有効期間満了日までとします。

2 契約満了の一週間前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出が
ない場合、契約は自動更新されるものとします。

(通所介護計画)

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて「居宅サービス計画」に
沿って「通所介護計画」を作成します。事業者は、この「通所介護計画」の内容を、利用者及
びその家族へ説明します。

(通所介護の提供場所・内容)

第4条 通所介護の提供場所は特別養護老人ホーム うつくしの里<デイサービスセンター>です。
所在地及び設備の概要は〔契約書別紙〕のとおりです。

2 事業者は、第3条に定めた通所介護計画に沿って通所介護を提供します。事業者は通
所介護の提供にあたり、その内容について利用者及びその家族に説明します。

3 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができま
す。その場合、事業者は可能な限り利用者の希望に添うようにします。

(サービス提供の記録)

第5条 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後2年間保管します。

2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、第1項のサービス提供記録を閲覧で
きます。

3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録の複写物の交付を受けること
ができます。

(料金)

第6条 利用者は、〔契約書別紙〕に定める利用料をもとに、月ごとの合計額を支払います。

2 事業者は、当月の料金の明細を記した請求書を翌月10日までに利用者へ交付します。

3 利用者は、請求書に基づき一週間以内に指定した金融機関に料金合計額を振込ます。
ただし、不都合のある場合は別途相談するものとします。

4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

(サービスの中止)

第7条 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日午後5時までに通知をすることに
より、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

2 利用者がサービス提供日の前日午後5時までに、サービス中止の通知をしなかった場合は、事業者は利用者に対して〔契約書別紙〕に定めるキャンセル料を請求することができます。この場合の料金は第6条の他の料金の支払いと合わせて請求します。

3 事業者は、利用者の体調不良等の理由により通所介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取扱いについては〔契約書別紙〕に記載したとおりです。

(料金の変更)

第8条 事業者は、利用者に対して、1カ月前までに文書で通知することにより利用料及び食費等の単価の変更(増額または減額)を申し入れることができます。

2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく〔契約書別紙〕を作成し、お互いに取り交わします。

3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

(契約の終了)

第9条 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間をおいて文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合には、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1カ月の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
- ② 事業者が守秘義務に反した場合。
- ③ 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
- ④ 事業者が破産した場合。

4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 利用者のサービス利用料金の支払いが3カ月以上遅延し、再三の催告にもかかわらず支払われない場合。
- ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、又は利用者の入院もしくは病気等により、3カ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合。

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。
- ③ 利用者が死亡した場合。

(秘密保持)

第10条 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は、利用者から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び家族の個人情報を用いませぬ。

(賠償責任)

第11条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

(緊急時の対応)

第12条 事業者は、現に通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。

(連携)

第13条 事業者は、通所介護の提供に当り、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(相談、苦情対応)

第14条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、通所介護に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応します。

(本契約に定めのない事項)

第15条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第16条 利用者及び事業者は、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約日 年 月 日

事業者 (指定第2070200288号)
事業者名 うつくしの里<デイサービスセンター>

所在地 松本市大字里山辺字藤井910-1

代表者名 事業所長

利用者 住所

氏名

代理人 住所

氏名

利用者との続柄 ()

〔契約書別紙 通所〕

○ 担当者 氏名 _____

○ 通所介護の内容

ご利用場所 うつくしの里デイサービスセンター

ご利用日 月・火・水・木・金・土

営業時間 午前8時30分～午後5時30分

サービス提供時間 7時間以上8時間未満

ご利用可能 食堂兼日常動作訓練室 140.9㎡

設備等 休養室

浴室(普通浴槽・特殊浴槽)

送迎車 普通車4台、軽3台

サービス内容 通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練、
口腔機能向上、その他必要な介護等を行います。

○ 利用料 (1日当り)

① デイサービス利用料 サービス提供時間 7時間以上8時間未満

	利用料金	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
要介護 1	7,290 円	729 円	1,458 円	2,187 円
要介護 2	8,598 円	860 円	1,720 円	2,580 円
要介護 3	9,967 円	997 円	1,994 円	2,991 円
要介護 4	11,326 円	1,133 円	2,266 円	3,398 円
要介護 5	12,715 円	1,272 円	2,543 円	3,815 円

*介護職員処遇改善加算19.2%が含まれています。地域単価10.14円の金額になります。

*送迎が含まれます。(送迎が無い場合、自己負担 1割△53円、2割△106円、3割△159円/片道)

② その他利用料金

	利用料金	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)	
サービス提供体制加算	243 円	25 円	50 円	73 円	1回
中重度者ケア体制加算	496 円	50 円	100 円	149 円	1回
入浴	446 円	45 円	90 円	134 円	1回
個別機能訓練 I 1	618 円	62 円	124 円	186 円	1回
個別機能訓練 I 2	841 円	85 円	169 円	253 円	1回
					1回

*介護職員処遇改善加算19.2%が含まれています。地域単価10.14円の金額になります。

③ 昼食費 1食当り 700円 (全額自己負担)

※その他、おむつ代、レクリエーションにかかる費用等は自己負担となります。

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦1日当りの利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行致します。サービス提供証明書を後日松本市の窓口に提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

〔契約書別紙(内容一部改定用) 利用時間別料金表〕改定日 令和6年6月1日

デイサービス利用料 サービス提供時間 2時間以上3時間未満

	利用料金	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
要介護 1	3,011 円	302 円	603 円	904 円
要介護 2	3,447 円	345 円	690 円	1,035 円
要介護 3	3,883 円	389 円	777 円	1,165 円
要介護 4	4,339 円	434 円	868 円	1,302 円
要介護 5	4,786 円	479 円	958 円	1,436 円

デイサービス利用料 サービス提供時間 3時間以上4時間未満

	利用料金	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
要介護 1	4,096 円	410 円	820 円	1,229 円
要介護 2	4,684 円	469 円	937 円	1,406 円
要介護 3	5,303 円	531 円	1,061 円	1,591 円
要介護 4	5,901 円	591 円	1,181 円	1,771 円
要介護 5	6,509 円	651 円	1,302 円	1,953 円

デイサービス利用料 サービス提供時間 4時間以上5時間未満

	利用料金	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
要介護 1	4,299 円	430 円	860 円	1,290 円
要介護 2	4,917 円	492 円	984 円	1,476 円
要介護 3	5,556 円	556 円	1,112 円	1,667 円
要介護 4	6,205 円	621 円	1,241 円	1,862 円
要介護 5	6,834 円	684 円	1,367 円	2,051 円

デイサービス利用料 サービス提供時間 5時間以上6時間未満

	利用料金	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
要介護 1	6,307 円	631 円	1,262 円	1,893 円
要介護 2	7,452 円	746 円	1,491 円	2,236 円
要介護 3	8,598 円	860 円	1,720 円	2,580 円
要介護 4	9,744 円	975 円	1,949 円	2,924 円
要介護 5	10,900 円	1,090 円	2,180 円	3,270 円

デイサービス利用料 サービス提供時間 6時間以上7時間未満

	利用料金	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
要介護 1	6,469 円	647 円	1,294 円	1,941 円
要介護 2	7,625 円	763 円	1,525 円	2,288 円
要介護 3	8,811 円	882 円	1,763 円	2,644 円
要介護 4	9,977 円	998 円	1,996 円	2,994 円
要介護 5	11,164 円	1,117 円	2,233 円	3,350 円

○ **キャンセル規定**

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

- ☆ご利用日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合 無料
- ☆ご利用日の前日午後5時までにご連絡がなかった場合 500円(昼食材料代)

○ **健康上の理由による中止**

- ①風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- ②当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更又は中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ③ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または、歯科医師に連絡を取る 等必要な措置を講じます。

○ **緊急連絡先**

	第1通報先	第2通報先
氏 名		
住 所		
電 話		
続 柄		

主治医

病院又は診療所名	
医師名	
住 所	
電話番号	

○ **相談、要望、苦情等の窓口**

通所介護に関する相談、要望、苦情等は生活相談員か次の窓口までお申し出ください。

相談窓口	担当
電話番号	0263-39-2266
受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
相談窓口	松本市役所高齢福祉課
電話番号	0263-34-3214
受付時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
相談窓口	国保連合会苦情窓口
電話番号	026-238-1580
受付時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時